

政治分野における男女共同参画の状況

内閣府男女共同参画局

女性議員の比率

1. 国会

	女性議員 割合	議員数	女性議員数
衆議院	15.7%	465	73
参議院	25.4%	240	61
合計	19.0%	705	134

2. 地方議会

	女性議員 割合	議員数	女性議員数
都道府県議会	14.6%	2,644	386
市区町村議会	17.6%	29,135	5,133
合計	17.4%	31,779	5,519

(注1) 衆議院は2024年11月11日現在、参議院は2024年11月24日現在の数（衆議院及び参議院HPより）

(注2) 都道府県議会は2023年12月31日現在（総務省調べ）

(注3) 市区町村議会は2023年12月31日現在（総務省調べ）

(注4) 有権者に占める女性の割合：51.7%（令和4年7月10日執行第26回参議院議員通常選挙結果調より）

首長に占める女性割合、女性ゼロ議会

1. 首長に占める女性割合

	女性割合	首長数	女性首長数
都道府県知事	4.3%	47	2
市区町村長	3.0%	1,741	53

2. 女性ゼロ議会

	女性ゼロ議会数	議会数	女性ゼロ議会比率
都道府県議会	0	47	0.0%
市区町村議会	226	1,741	13.0%
市議会	14	792	1.8%
特別区議会	0	23	0.0%
町村議会	212	926	22.9%

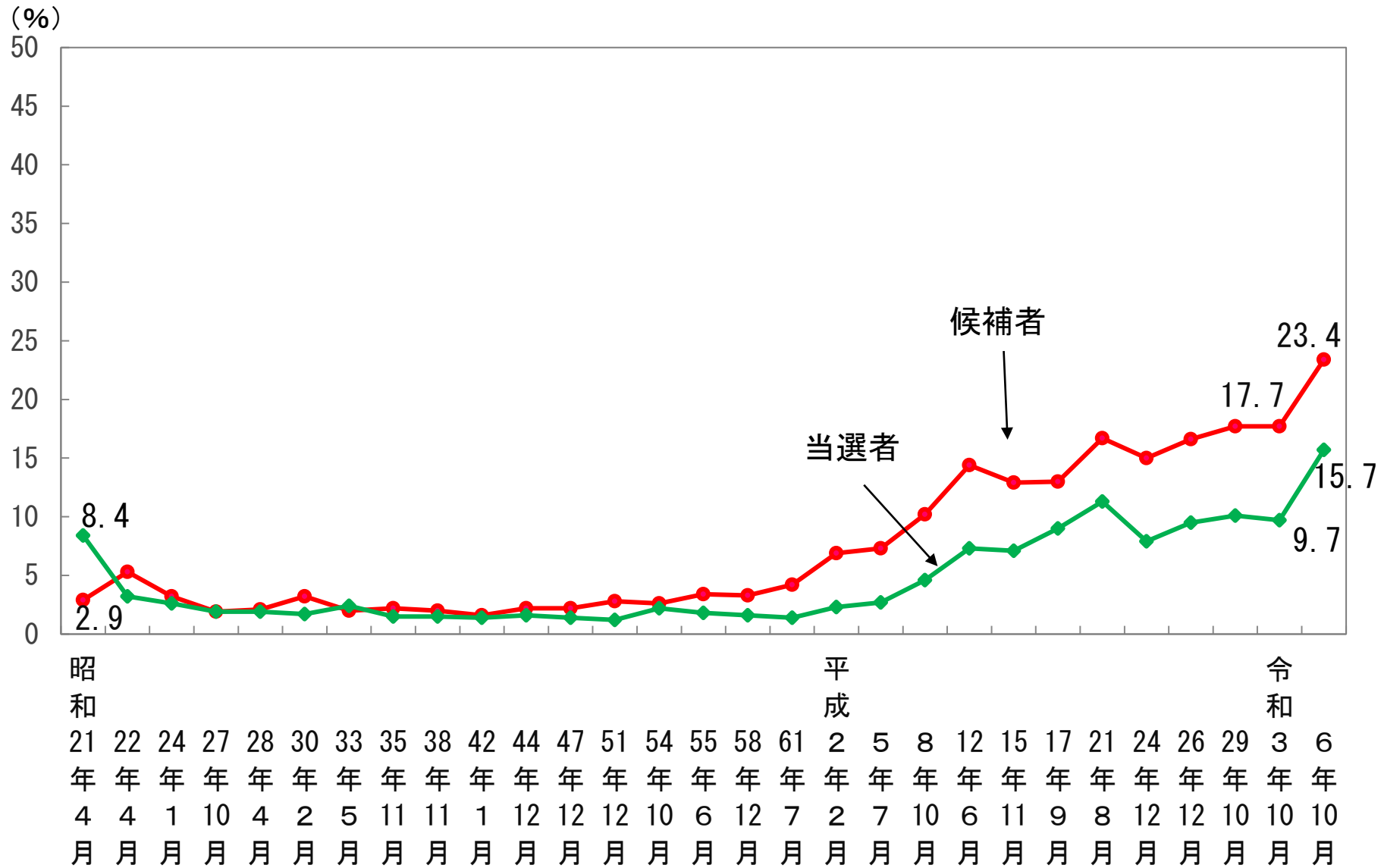
(注1) 2023年12月31日現在。総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調」より男女共同参画局作成

国会議員、直近の国政／統一地方選挙の候補者・当選者に占める女性割合

政党名	国会議員数 (R5.10現在)			R6 衆議院議員総選挙 (R6.10.27執行)						R4 参議院議員通常選挙 (R4.7.10執行)						R5 統一地方選挙 (R5.4.9 都道府県、政令指定都市執行 R5.4.23 市区町村執行)					
				候補者			当選者			候補者			当選者			候補者			当選者		
	総数 (人)	女性 人数 (人)	女性 割合 (%)	総数 (人)	女性 人数 (人)	女性 割合 (%)	総数 (人)	女性 人数 (人)	女性 割合 (%)	総数 (人)	女性 人数 (人)	女性 割合 (%)	総数 (人)	女性 人数 (人)	女性 割合 (%)	総数 (人)	女性 人数 (人)	女性 割合 (%)	総数 (人)	女性 人数 (人)	女性 割合 (%)
自由民主党	377	45	11.9%	342	55	16.1%	191	19	9.9%	82	19	23.2%	63	13	20.6%	2,757	238	8.6%	2,410	208	8.6%
立憲民主党	133	30	22.6%	237	53	22.4%	148	30	20.3%	51	26	51.0%	16	8	50.0%	819	245	29.9%	671	221	32.9%
日本維新の会	61	9	14.8%	164	29	17.7%	38	4	10.5%	46	14	30.4%	12	3	25.0%	516	102	19.8%	359	74	20.6%
公明党	59	8	13.6%	50	8	16.0%	24	4	16.7%	24	5	20.8%	13	2	15.4%	1,555	529	34.0%	1,543	527	34.2%
日本共産党	21	7	33.3%	236	88	37.3%	8	3	37.5%	58	32	55.2%	4	2	50.0%	1,396	597	42.8%	1,077	498	46.2%
国民民主党	17	4	23.5%	42	9	21.4%	28	6	21.4%	22	9	40.9%	5	2	40.0%	186	38	20.4%	138	29	21.0%
れいわ新選組	8	3	37.5%	35	12	34.3%	9	4	44.4%	14	5	35.7%	3	0	0.0%	66	23	34.8%	39	17	43.6%
社会民主党	3	2	66.7%	17	5	29.4%	1	0	0.0%	12	5	41.7%	1	1	100.0%	56	20	35.7%	42	13	31.0%
参政党	1	0	0.0%	95	36	37.9%	3	2	66.7%	50	17	34.0%	1	0	0.0%	230	67	29.1%	100	35	35.0%
みんなで つくる党	2	0	0.0%	6	2	33.3%	0	0	-	82	19	23.2%	1	0	0.0%	28	28	100.0%	1	1	100.0%
日本保守党	-	-	-	26	5	19.2%	2	1	50.0%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他 (無所属、 諸派等)	-	-	-	94	12	12.8%	13	0	0.0%	104	30	28.8%	5	3	60.0%	11,035	1,699	15.4%	8,438	1,320	15.6%
全体	-	-	-	1,344	314	23.4%	465	73	15.7%	545	181	33.2%	124	34	27.4%	18,644	3,586	19.2%	14,818	2,943	19.9%

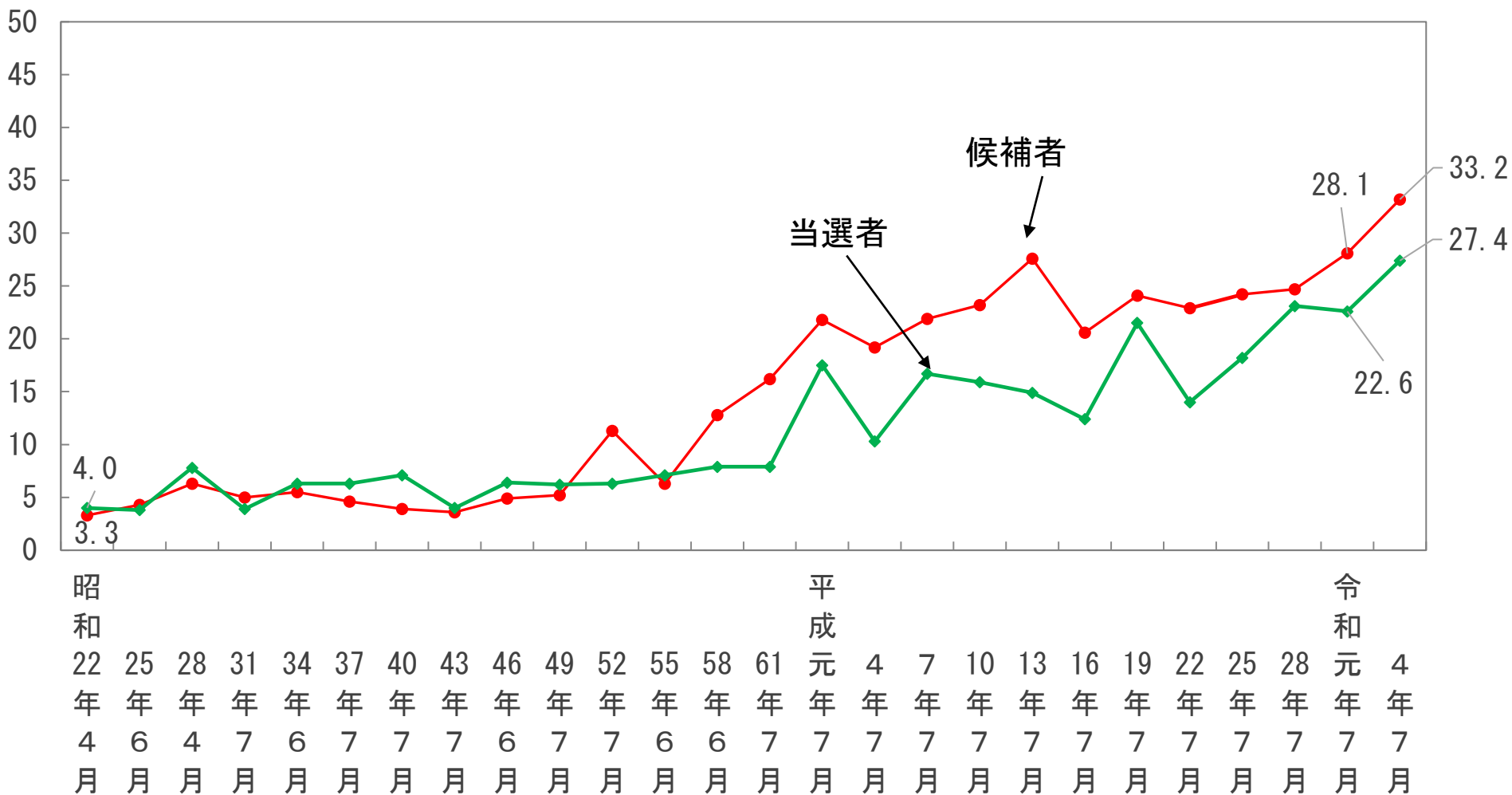
- (備考) 1. 政党名は、令和6年10月27日現在のもの。
 2. 国会議員数は、内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」より算出しており、「その他（無所属、諸派等）」については調査を実施していない。また、原則令和5年10月1日時点だが、政党により時点が異なる。
 3. 衆議院議員総選挙、参議院議員通常選挙については、総務省提供資料より内閣府において作成。
 4. 統一地方選挙は、総務省「統一地方選挙結果の概要（速報）」（令和5年4月28日現在）より作成。候補者・当選者の値は、都道府県・政令指定都市・市区町村議会議員選挙の合計。

衆議院議員総選挙における候補者・当選者に占める女性割合の推移



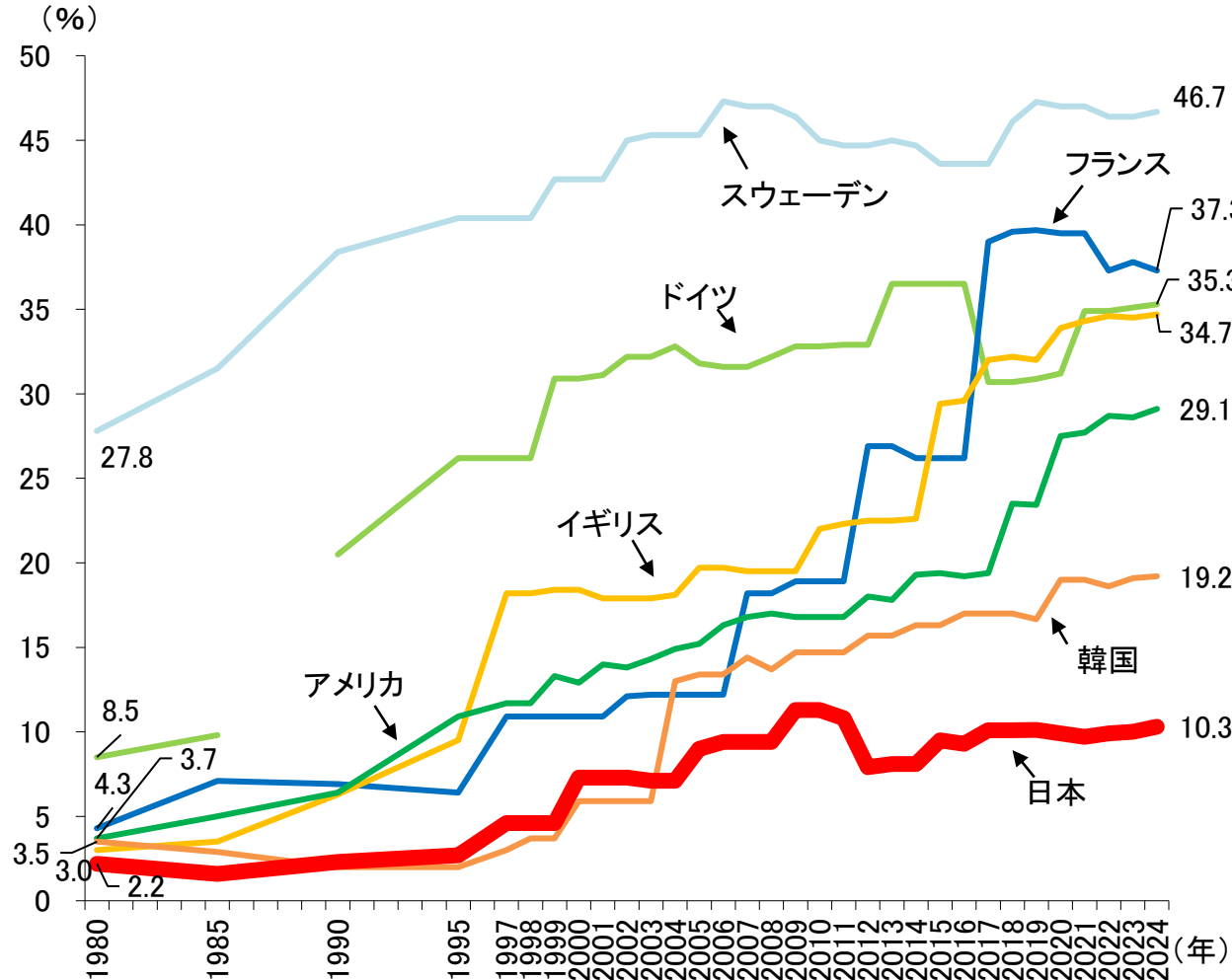
参议院通常選挙における候補者・当選者に占める女性割合の推移

(%)



諸外国の国会議員に占める女性割合の推移

諸外国の国会議員に占める女性割合は、この30年で大幅に上昇している。



国名	順位	割合	クオータ制の状況
スウェーデン	9	46.7	政党による自発的なクオータ制
フランス	42	37.3	法的候補者クオータ制 政党による自発的なクオータ制
イギリス	48	34.7	政党による自発的なクオータ制
ドイツ	47	35.3	政党による自発的なクオータ制
アメリカ	72	29.1	-
韓国	126	19.2	法的候補者クオータ制
日本	165	10.3	-

二院制の場合は下院(日本は衆議院)の数字

(参考)
 世界の下院又は一院制議会の女性割合は26.9%(上院は26.9%)
 ※2024年1月現在

出典 IPU資料より

- (備考) 1. IPU資料(Monthly ranking of women in national parliaments)より作成。調査対象国は2024年1月現在186か国
 1980年から1995年までは5年ごと、1997年以降は毎年の数字
 各年12月現在(1998年は8月現在、2023年は2月現在、2024年は1月現在)
 2. 下院又は一院制議会における女性議員割合
 3. ドイツは1985年までは、西ドイツの数字

女性議員比率の国際比較

日本の順位(衆議院女性議員比率)は、**186か国中139位**

※日本は、衆議院女性議員比率は2024年11月11日、参議院女性議員比率は2024年11月24日現在。その他の国は、2023年1月1日時点

※日本の出典は、衆議院及び参議院HP。その他の国の出典は、IPU(列国議会同盟)Women in Politics:2023。下院又は一院制議会における女性議員比率。

順位	国名	下院又は一院制	
		女性割合	女性/議席
1	ルワンダ	61.3	49 / 80
2	キューバ	53.4	313 / 586
3	ニカラグア	51.7	47 / 91
4	メキシコ	50.0	250 / 500
"	ニュージーランド	50.0	60 / 120
"	アラブ首長国連邦	50.0	20 / 40
7	アイスランド	47.6	30 / 63
8	コスタリカ	47.4	27 / 57
9	アンドラ	46.4	13 / 28
"	スウェーデン	46.4	162 / 349
...			
35	フランス	37.8	218 / 577
...			
45	ドイツ	35.1	258 / 736
...			
48	イギリス	34.5	224 / 649
...			
56	イタリア	32.3	129 / 400
...			
61	カナダ	30.7	103 / 336
...			
66	アメリカ合衆国	29.4	128 / 435
...			

92	ジブチ共和国	26.2	17 / 65
91	チェコ共和国	26.0	52 / 200
93	チャド共和国	25.9	51 / 197
//	トルクメニスタン	25.9	30 / 116
95	中国	24.9	742 / 2975

仮に参議院の女性議員比率(25.4%)で比較した場合、日本の順位は、**186か国中95位**

120	ボスニア・ヘルツェゴビナ	19.1	8 / 42
//	韓国	19.1	57 / 299
//	ルーマニア	19.1	63 / 330
123	パラグアイ共和国	18.8	15 / 80

仮に衆議院と参議院の合計の女性議員比率(19.0%)で比較した場合、日本の順位は、**186か国中123位**

衆議院の女性議員比率(15.7%) 186か国中139位

138	ロシア	16.4	74 / 450
139	ベリーズ	15.6	5 / 32
140	インド	15.1	82 / 542
...			
184	バヌアツ	1.9	1 / 52
185	パプアニューギニア	1.7	2 / 115
186	イエメン	0.0	0 / 245

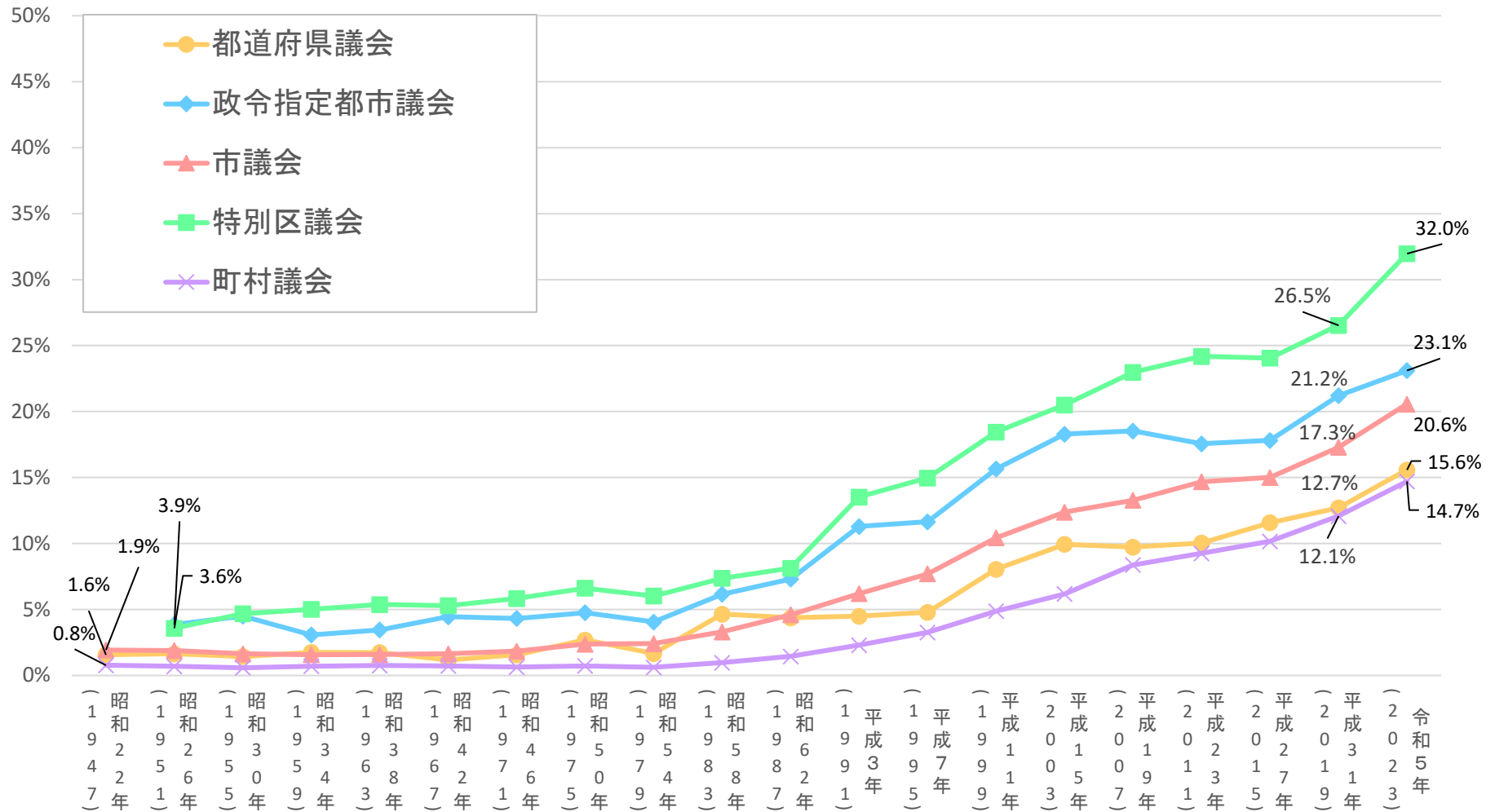
令和5年統一地方選挙の議会議員選挙における女性比率

	候補者		当選者	
	平成31年	令和5年	平成31年	令和5年
都道府県議会議員選挙	12.7%	15.6%	10.4%	14.0%
政令指定都市議会議員選挙	21.2%	23.1%	20.8%	23.6%
市議会議員選挙	17.3%	20.6%	18.4%	22.0%
区議会議員選挙	26.5%	32.0%	31.0%	36.8%
町村議会議員選挙	12.1%	14.7%	12.3%	15.4%
合計(※)	16.0%	19.2%	16.3%	19.9%

(※) 統一地方選挙における都道府県・政令指定都市・市区町村議会議員選挙の候補者・当選者の合計。

(出典) 候補者・当選者のいずれも総務省「地方選挙結果調」より作成 (令和5年の数値は総務省提供の速報値)

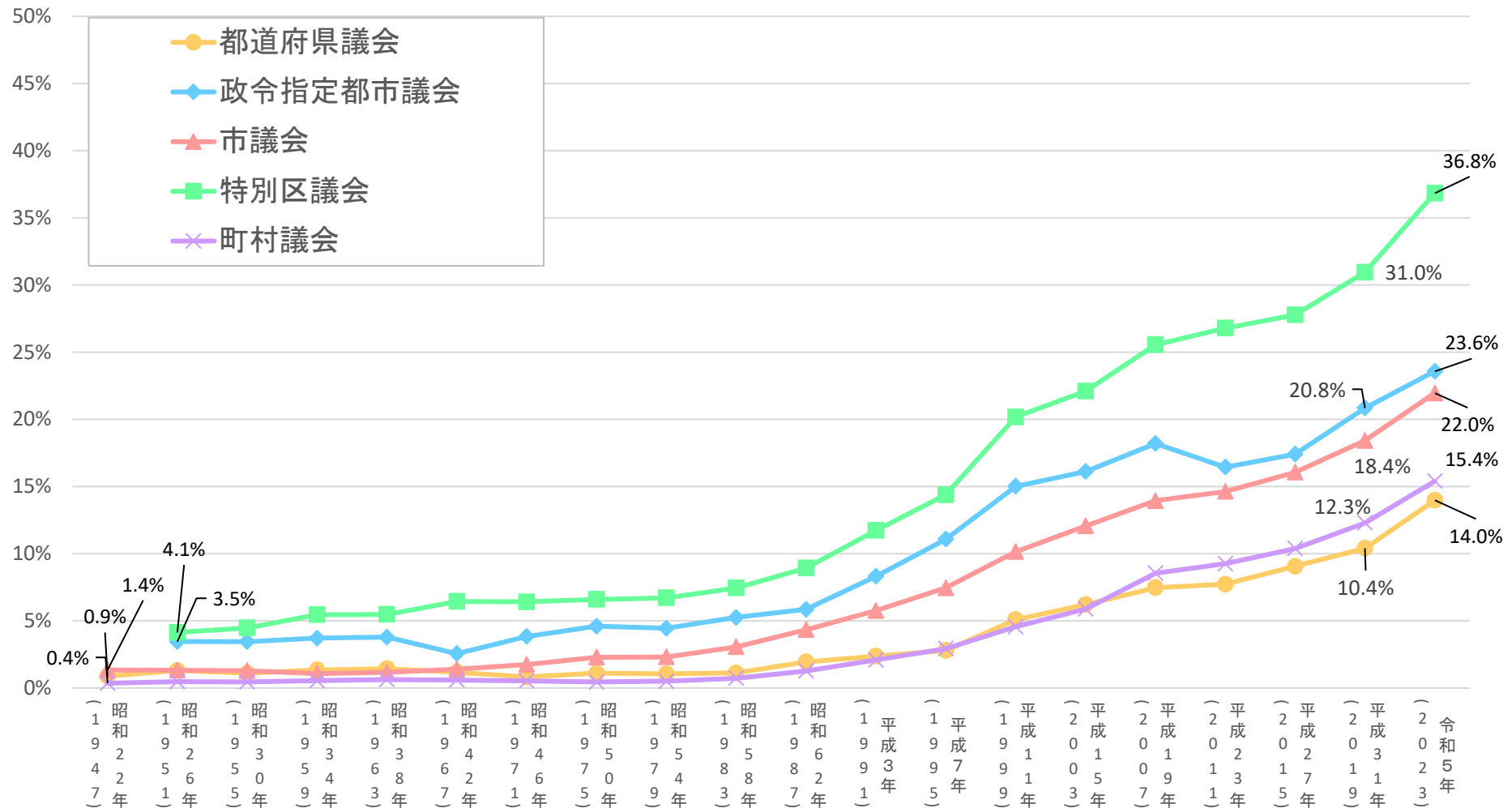
統一地方選挙における候補者に占める女性の割合



(備考) 1. 平成31(2019)年までは総務省「地方選挙結果調」、令和5(2023)年は総務省「統一地方選挙結果の概要(速報)」(令和5年4月28日現在)より作成。

2. 1947年の「市議会」には、五大市議及び東京都特別区議の女性当選人数を含む。

統一地方選挙における当選者に占める女性の割合



(備考) 1. 平成31(2019)年までは総務省「地方選挙結果調」、令和5(2023)年は総務省「統一地方選挙結果の概要(速報)」(令和5年4月28日現在)より作成。

2. 1947年の「市議会」には、五大市議及び東京都特別区議の女性当選人数を含む。

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（平成30年5月23日法律第28号）〔概要〕

※ 赤字は、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年6月16日法律第67号）による主な改正事項

1 目的（第1条）

政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与する。

2 基本原則（第2条）

1. 衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、政党等の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。
2. 男女がその個性と能力を十分に発揮できるようにする。
3. 家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となるようにする。
4. 政党その他の政治団体が自主的に取り組むほか、衆議院、参議院及び地方公共団体の議会並びに内閣府、総務省その他の関係行政機関等が適切な役割分担の下でそれぞれ積極的に取り組むものとする。

基本原則にのっとり

3 責務等（第3条及び第4条）

国及び地方公共団体の責務

国及び地方公共団体は、政党等の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、必要な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

政党その他の政治団体の努力

当該政党等に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数に係る目標の設定、選定方法の改善、人材育成、公職等にある者及び公職の候補者についての性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生防止及び適切な解決その他の事項について、自主的に取り組むよう努めるものとする。

4 法制上の措置等（第5条）

政治分野における男女共同参画の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置等を講ずるものとする。

5 基本的施策

実態の調査及び情報の収集等(第6条)、啓発活動(第7条)、環境整備(第8条)(*1)、性的な言動等に起因する問題への対応(防止に資する研修の実施、相談体制の整備等)(第9条)、人材の育成等(第10条)(*2)、その他の施策(第11条)

*1 施策の例示として、妊娠、出産、育児、介護等の家庭生活との両立支援のための体制整備を明記

*2 施策の例示として、議会における審議を体験する機会の提供、講演会等の開催の推進を明記

※ 平成30年4月11日 衆議院内閣委員長による法案提出、同年5月16日 可決・成立、同年5月23日公布・施行

※ 一部を改正する法律は、令和3年6月7日 参議院内閣委員長による法案提出、同年6月10日 可決・成立、同年6月16日公布・施行

【調査の概要】

1. 男女の地方議会議員に対するアンケート調査

地域、議会の種類等を考慮して抽出した1,144の地方議会の男女議員10,100人を対象として、紙媒体の調査票又はウェブによる調査を実施（調査期間：令和2年12月25日～令和3年1月31日）。合計5,513人（男性3,243人、女性2,164人）から回答を得た（回収率54.6%）。

2. 立候補を検討したが断念した者に対するアンケート調査

国政選挙や地方議会選挙、首長選挙に立候補しようと考え、具体的な行動（身近な人に話す、政治家に話を聞く等）を起こしたが、断念した者を対象としてインターネットモニター調査を実施（調査期間：令和2年12月24日～令和3年1月31日）。合計994人（男性500人、女性494人）から回答を得た。

男女の地方議会議員に対するアンケート調査結果

議員活動を行う上での課題についての回答のうち、女性の上位12項目は以下のとおり。男女の差が大きい項目は、「性別による差別やセクシャルハラスメント」、「議員活動と家庭生活（家事、育児、介護等）との両立」である。

【表1】議員活動を行う上での課題（「大いに課題である」及び「やや課題である」の合計、女性の上位12項目）

順位	項目	女性	男性	順位	項目	女性	男性
1	専門性や経験の不足	58.8%	41.8% (1位)	7	政治は男性が行うものだという周囲の考え	30.6%	14.5% (7位)
2	地元で生活する上で、プライバシーが確保されない	36.6%	23.9% (5位)	8	生計の維持	25.6%	38.3% (3位)
3	性別による差別やセクシャルハラスメントを受けることがある	34.8%	2.2% (13位)	9	議員活動と他の仕事の両立(兼業)が難しい	25.1%	27.9% (4位)
3	人脈・ネットワークを使って課題を解決する力量の不足	34.8%	22.2% (6位)	10	他の議員の理解やサポートが得られない	18.9%	11.8% (9位)
5	議員活動に係る資金の不足	34.1%	41.5% (2位)	11	地元の理解やサポートが得られない	15.2%	11.7% (10位)
6	議員活動と家庭生活（家事、育児、介護等）との両立が難しい	33.7%	13.7% (8位)	12	家族の理解やサポートが得られない	12.0%	10.3% (11位)

※全14項目についてそれぞれの程度あてはまるかを選択。
※男女間で7.0ポイント以上の差があるものに不等号を記載。

議員活動や選挙活動中に、有権者や支援者、議員等からハラスメントを受けたかという質問に対して、**全体の42.3%、男性の32.5%、女性の57.6%がいずれかのハラスメント行為**（注）を受けたと回答している。その具体的な内容及びそれに対して有効と考える取組は以下のとおり。

【表2】議員活動や選挙活動中に受けたハラスメント行為（女性の上位5項目）

順位	項目	女性	男性
1	性的、もしくは暴力的な言葉（ヤジを含む）による嫌がらせ	26.8%	8.1% (3位)
2	性別に基づく侮辱的な態度や発言	23.9%	0.7% (8位)
3	SNS、メール等による中傷、嫌がらせ	22.9%	15.7% (1位)
4	身体的暴力やハラスメント（殴る、触る、抱きつくなど）	16.6%	1.6% (7位)
5	年齢、婚姻状況、出産や育児などプライベートな事柄についての批判や中傷	12.2%	4.3% (5位)

※複数回答可（全8項目の中から当てはまるもの全てを選択）。

※男女間で7.0%ポイント以上の差があるものに不等号を記載。

【表3】有効な取組（「有効」と回答した者の割合、女性の上位3項目）

順位	実施主体	項目	女性	男性
1	議会	議員向け研修	69.3%	61.3% (1位)
2	議会	ハラスメント防止のための倫理規定等の整備	66.6%	57.6% (2位)
3	議会	相談窓口の設置	63.1%	52.0% (3位)

※全6項目について、実施主体（議会又は政党・会派）ごとに、それぞれ「有効」、「どちらともいえない」、「有効でない」から選択。

※男女間で7.0%ポイント以上の差があるものに不等号を記載。

（注）表2の5項目及び「投票、支持の見返りに何らかの行為を要求」、「付きまとい、ストーキング」、「その他」の全8項目の行為。

立候補を検討したが断念した者に対するアンケート調査結果

立候補を検討している時または立候補準備中に、有権者や支援者、議員等からハラスメントを受けたかという質問に対して、**全体の61.8%、男性の58.0%、女性の65.5%がいずれかのハラスメント行為**（注）を受けたと回答している。その具体的な内容等は以下のとおり。

【表4】立候補検討・準備中に受けたハラスメント行為（女性の上位5項目）

順位	項目	女性	男性
1	性別に基づく侮辱的な態度や発言	27.2%	11.4% (8位)
2	SNS、メール等による中傷、嫌がらせ	23.1%	24.5% (1位)
3	年齢、婚姻状況、出産や育児などプライベートな事柄についての批判や中傷	21.6%	14.1% (6位)
4	性的、もしくは暴力的な言葉（ヤジを含む）による嫌がらせ	20.4%	16.9% (4位)
5	投票、支持の見返りに何らかの行為を要求	18.5%	23.4% (2位)

※複数回答可（全8項目の中から当てはまるもの全てを選択）。※男女間で7.0%ポイント以上の差があるものに不等号を記載。

【表5】有効な取組（「有効」と回答した者の割合、全3項目）

順位	項目	女性	男性
1	選挙管理事務局、政党、議会事務局等での相談窓口の設置	49.6%	44.0% (3位)
2	有権者、支援者、議員への啓発や研修	47.8%	46.8% (2位)
3	監視機関の設置	46.8%	53.6% (1位)

※全3項目についてそれぞれ「有効」、「どちらともいえない」、「有効でない」から選択。

（注）表4の5項目及び「身体的暴力やハラスメント（殴る、触る、抱きつくなど）」、「付きまとい、ストーキング」、「その他」の全8項目の行為。

1. 調査の背景・目的

女性は我が国の有権者の約52%を占めるが、地方議会議員に占める女性の割合は、特別区議会では30.8%である一方、都道府県議会では11.8%、市議会では17.4%、町村議会では12.2%である。また、女性が1人もいない地方議会は、市議会では24、町村議会では233存在する（令和4年12月31日時点）。

「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月25日閣議決定）では、政治分野における女性の参画拡大に向けて地方議会の取組を進めるため、

- 全国市議会議長会及び全国町村議会議長会に対して、すべての市区町村議会において出産が欠席事由として明文化されるよう要請する
- 全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会及び全国町村議会議長会に対して、出産に係る産前・産後期間にも配慮した会議規則の整備や育児・介護等の欠席事由としての明文化が促進されるよう要請する
- 会議規則における出産・育児・介護等に伴う欠席規定の整備状況等を調査し見える化等を行うとしている。

これを受け、令和3年1月に、女性活躍担当大臣・内閣府特命担当大臣（男女共同参画）から全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会及び全国町村議会議長会に対して、標準会議規則の改正の検討を要請し、各議長会は同年1月下旬から2月上旬にかけ標準会議規則を改正した。これを受けて、各地方議会において会議規則の改正が行われている。

本調査は、内閣府が実施している「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」において、令和2年以降の各年の進捗状況を調査したものである。

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（平成30年法律第28号）（抜粋）

第六条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、その推進に当たって障壁となるような社会における制度、慣行、観念 その他一切のもの（次項において「社会的障壁」という。）及び国内外における当該取組の状況について、実態の調査並びに情報の収集、整理、分析及び提供（同項及び第十一条において「実態の調査及び情報の収集等」という。）を行うものとする。

2 （略）

第八条 国及び地方公共団体は、議会における欠席事由の拡大をはじめとする公選による公職等としての活動と妊娠、出産、育児、介護等の家庭生活との円滑かつ継続的な両立を支援するための体制の整備その他の政治分野における男女共同参画の推進に関する取組を積極的に進めることができる環境の整備を行うものとする。

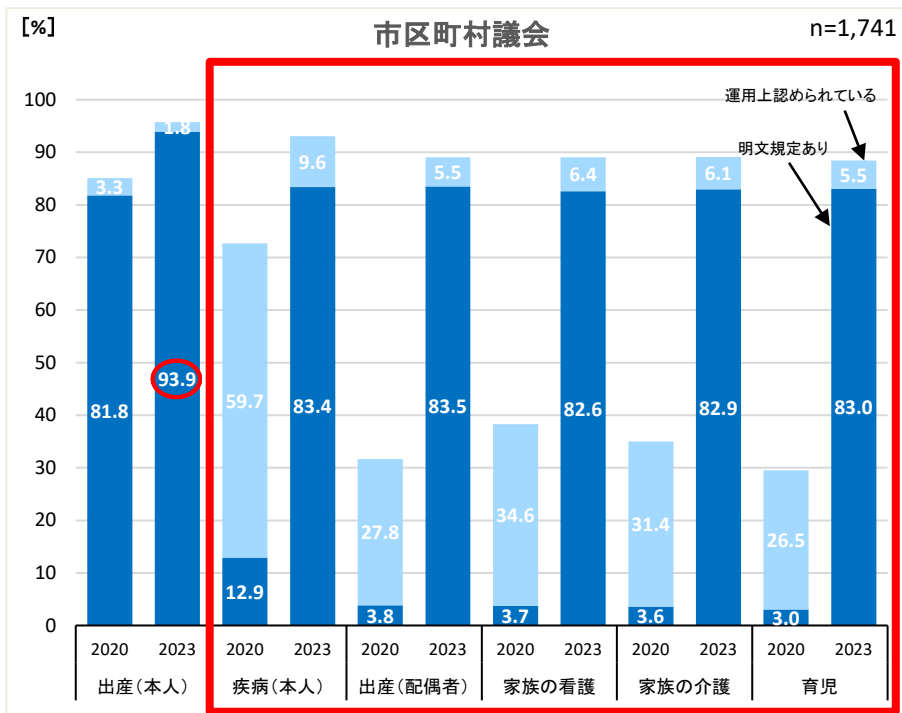
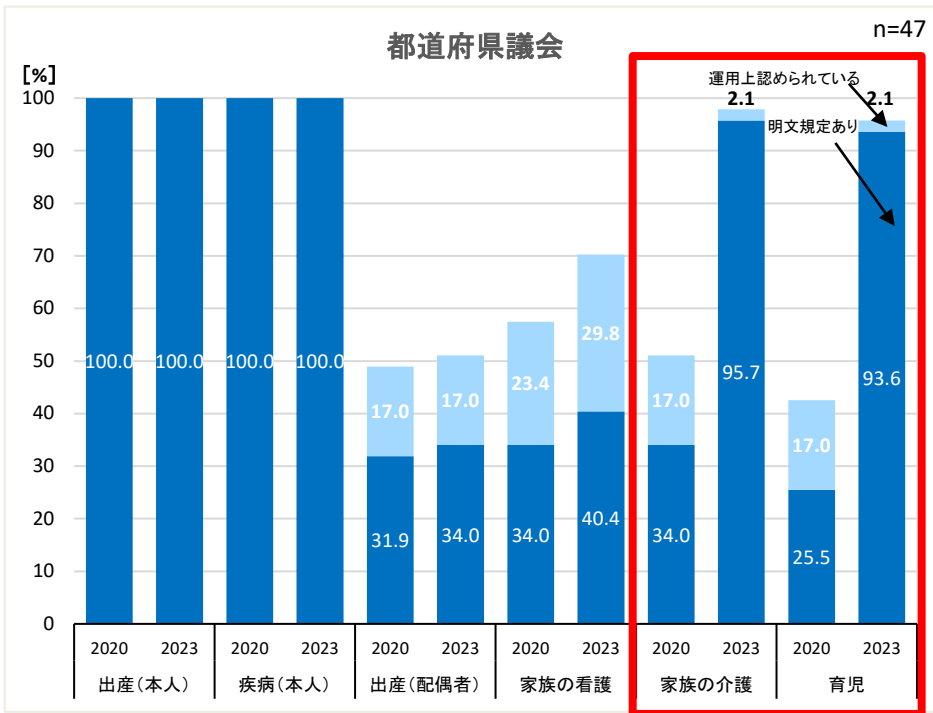
地方議会における両立支援に係る会議規則の整備状況について

2. 調査結果の概要

議会における欠席事由の整備状況

- ・調査時点 令和5年は7月1日時点、令和2年は4月1日時点
- ・対象議会数 都道府県議会：47 市区町村議会：1,741

- 都道府県議会においては、**育児及び家族の介護**を欠席事由として明文化している議会の割合が、令和2年度から大きく増加し、いずれも全体の**約9割**となっている。
- 市区町村議会においては、**本人の出産**を欠席事由として明文化している議会の割合が、全体の**9割を超えた**。本人の出産以外の欠席事由については、**育児、家族の介護のほか、本人の疾病や配偶者の出産、家族の看護**についても増加し、いずれも全体の**約8割**となった。



政治分野におけるハラスメント防止研修教材について

1. 作成の目的・経緯

- ・ 令和2年度に内閣府男女共同参画局が地方議員を対象に実施した「女性の政治参画への障壁等に関する調査研究」においては、議員活動や選挙活動において、有権者や支援者、議員等からハラスメントを受けたかという質問に対して、全体の42.3%、男性の32.5%、女性の57.6%がいずれかのハラスメント行為を受けたと回答しており、また、ハラスメントをなくすために有効な取組として、議会による「議員向け研修」と回答した割合が、男性、女性ともに6割以上で最も高く、政治分野におけるハラスメント防止の取組は、政治分野の男女共同参画を進める上で喫緊の課題
- ・ 令和3年6月に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が議員立法により改正され、内閣府を含む関係行政機関等が適切な役割分担の下でそれぞれ積極的に取り組むこと(第2条第4項)のほか、国及び地方公共団体は、セクシュアルハラスメントやマタニティハラスメント等の発生の防止に資するため、研修の実施等の必要な施策を講ずる旨の規定(第9条)が追加
- ・ 令和3年秋に、内閣府において、専用の投稿サイトを開設し、全国の地方議会議員を対象として、議員活動や選挙活動において、有権者や議員等から実際に受けた又は見聞きしたハラスメントについての事例調査を実施
- ・ 「令和3年度政治分野におけるハラスメント防止研修教材」等の作成に関する検討会を開催

検討会構成員 ※五十音順、敬称略、◎は座長

太田 雅幸 太田雅幸法律事務所弁護士、◎大山 礼子 駒澤大学法学部教授、小田 理恵子 一般社団法人官民共創未来コンソーシアム代表理事、
中北 浩爾 一橋大学大学院社会学研究科教授、濱田 真里 お茶の水女子大学ジェンダー研究所東アジアにおけるジェンダーと政治研究チーム共同研究者、
福田 将己 全国市議会議長会政務第一部長、三浦 まり 上智大学法学部教授、柳原 里枝子 株式会社ハートセラピー代表取締役

⇒ 政府における初の取組として、各議会等においてハラスメント防止研修を実施する際に活用できる教材を動画で作成し、令和4年4月12日(火)に内閣府男女共同参画局公式YouTubeチャンネルで公表

政治分野におけるハラスメント防止研修教材について

2. 教材の特徴

- ・ 上記事例調査において寄せられた**1,324件の事例を基に作成**
- ・ 事例の紹介に当たっては、**単にハラスメント行為のみを示すのではなく、ストーリー仕立てにして、ハラスメントが発生する動機や人間関係等の背景についても描いた上で、問題点を解説**
 - 具体的には、問題点の明確化という観点から、各事例について、**①ハラスメントを行った側において、どのような意図をもってそのような行為をしたのか**ということや、**②ハラスメントを受けた側において、どのような受け止めをし、それによって具体的にどのような悪影響があったのか**等について、**それぞれ独白の形で話をする場面を入れた上で、客観的な解説を含め、問題点を整理する**という構成

3. 対応

- ・ **衆議院及び参議院の事務局、都道府県議会及び市町村の議会、地方三議長会、地方公共団体の所管部局等**あてに通知を発出し、**本教材の情報提供等**を実施
- ・ ハラスメント防止研修の実施状況等とあわせ、**本教材の活用状況について定期的に把握**



ハラスメント防止動画の閲覧はこちら
<内閣府男女共同参画局公式YouTube>
<https://youtu.be/PjLN17TKmwY>



プログラム

① 13:00 開会挨拶

小倉 將信 内閣府特命担当大臣(男女共同参画)

② 13:05 基調講演

大山 礼子 氏 (駒澤大学法学部教授)

「多様な地方議会へ」

地方議会を、多様な議員が集う、真に「住民代表機関」にふさわしい議会に変えていにはどうすればよいのか、何が必要なのかを一掃に考えましよう。

③ 13:40 パネルディスカッション

【第一部】

「政治分野におけるハラスメントの防止、議員活動と家庭生活の両立について」
政治分野への女性の参画に係る障壁の解消に向けて、地方議会における取組を紹介するとともに、その方策について考えます。

■コーディネーター

三浦 まり 氏 (上智大学法学部教授)

■パネリスト

岩崎 弘宣 氏 (茨城県取手市議会事務局次長)

杉田 弘也 氏 (神奈川大学経営学部教授)

濱田 真里 氏 (Stand by Women代表)

安武 弘光 氏 (福岡県議会事務局副理事兼法務監) (50音順)

④ 14:55

【第二部】

「政治分野への女性の参画拡大をどのように進めるか」

政治分野への女性の参画拡大に向けた施策や取組等について、地方議員のなり手不足の解消等の観点も含め、各分野の有識者による議論を行います。

■コーディネーター

大山 礼子 氏 (駒澤大学法学部教授)

■パネリスト

江藤 俊昭 氏

(大正大学社会共生学部公共政策学専攻)

川崎 レナ 氏 (Earth Guardians Japan代表)

杉田 弘也 氏 (神奈川大学経営学部教授)

寺島 渉 氏 (地域政策塾21代表)

三浦 まり 氏 (上智大学法学部教授)

村上 玲 氏 (一般財団法人村上財団代表理事)

脇田 喜見枝 氏 (徳島県未来創生文化部長(こども・青少年担当)) (50音順)

⑤ 16:30 閉会挨拶

尾身 朝子 総務副大臣

政治分野への女性の参画拡大に向けたシンポジウム

登壇者プロフィール

基調講演/パネルディスカッション第二部コーディネーター



大山 礼子
Oyama Reiko
駒澤大学法学部教授

一橋大学大学院法学研究科修士課程修了、博士(法学)、立国国会図書館勤務、聖学院大学助教授、同教授を経て、2003年より現職。専門は政治制度論。現在第33次地方制度調査会副会長。

パネルディスカッション第一部コーディネーター・第二部パネリスト



三浦 まり
Miura Mari
上智大学法学部教授

カリフォルニア大学バークレー校にてPh.D. (政治学)取得。専門はジェンダーと政治。著書に「さらば、男性政治」(岩波新書)、「日本の女性議員:どうすれば増えるのか」(編著、朝日選書)など。若手女性対象の政治リーダー養成を手がける一般社団法人パリア・アカデミー共同代表。フランス政府より国家功労賞シュバリエを受賞。

パネルディスカッション第一部パネリスト



岩崎 弘宣
Iwasaki Hiromasa
茨城県取手市議会事務局次長

1992年3月、茨城県立取手松陽高校普通科卒業。同年4月、茨城県北相馬郡鹿代町役場入庁。取手市との合併後も引き続き議会事務局。広報広報課を経て、議会事務局職員選考27年目。町見可議会議会改革アドバイザーや全国各地、各団体の議員研修会等講師を務める。

パネルディスカッション第一部・第二部パネリスト



杉田 弘也
Sugita Hiroya
神奈川大学経営学部教授

フレインダース大学(サウスオーストラリア州アデレード)博士課程修了。在オーストラリア日本大使館専門調査員(1995-98)。神奈川大学非常勤講師、同大学特任教授を経て2021年より現職。専門はオーストラリア政治、同国の議会制度、選挙制度、政党制度、女性の政治参加などについて研究。

パネルディスカッション第一部パネリスト



濱田 真里
Hamada Mari
Stand by Women代表

お茶の水女子大学の大学院で「女性議員に対するハラスメント」をテーマに研究を行い、2021年に女性議員・候補者の選挙サポートを行う団体Stand by Womenを設立。これまでに100人以上のハラスメントセリングを実施。「にそだて選挙ハックプロジェクト」や全国初の「女性議員のハラスメント相談センター」を設立。

パネルディスカッション第一部パネリスト



安武 弘光
Yasutake Hiramitsu
福岡県議会事務局副理事兼法務監

1955年生まれ。中央大学法学部法律学科卒業。福岡県庁入庁後、人事委員会、総務部、建築都市部等を経て、現在、議会事務局に所属。総務部では法制執務及び給務事務に従事し、多くの訴訟で県の指定代理人を務める。議会事務局では政治活動費の審査、議員提案政策条例の立案補助等を担当し、退職後も継続任用で同事務局に従事している。

パネルディスカッション第二部パネリスト



江藤 俊昭
Etou Toshiaki
大正大学社会共生学部公共政策学専攻教授

中央大学大学院法学研究科修士博士課程修了。博士(政治学、中央大学)、山梨学院大学法学部助教授、教授を経て、2021年より現職。専門は地域政治、公共政策。地方議会などを研究。第29次、第30次地方制度調査会委員などを歴任。現在マニフェスト大賞審査委員、全国町村議会議員会特別表彰審査委員等を務める。

パネルディスカッション第二部パネリスト



川崎 レナ
Kawasaki Rena
Earth Guardians Japan代表・ユングレナ2代目CFO (Chief Future Officer: 最若未来責任者)

2005年生まれ大阪府のインターナショナルスクールに通う17歳。2022年に国際的なNPO Earth Guardiansの日本支部を創設し、2022年International Youth Councilに就任。2020年10月から2022年6月まで株式会社ユングレナの2代目CFO(Chief Future Officer)を務める。2022年「国際子ども平和賞」を日本人で初めて受賞。同年、グループ元CEOのRiseプログラムにも日本人として初めて選出されている。

パネルディスカッション第二部パネリスト



寺島 渉
Terashima Wataru
地域政策塾21代表

1949年長野県飯綱町(旧本礼村)生まれ。1987年から旧本礼村議(4期)。2005年から飯綱町議(3期)。2009年から2017年まで議長(8年)として議会改革を主導し「政策リポーター制度」「議会だよりモニター制度」を新設、実践。2017年マニフェスト大賞グランプリを受賞。立命館大学卒業。著書「議会改革の10年」。

パネルディスカッション第二部パネリスト



村上 玲
Murakami Rei
一般財団法人村上財団代表理事

1994年生まれ。慶應義塾大学法学部政治学科卒業。株式会社三菱商事エネルギーグループ石油本部に勤務。INSEAD(欧州経営大学院)にて経営学修士を取得。ハーバード大学公共政策大学院、エグゼクティブ養成プログラムに在籍。2022年1月、姉、村上樹の意志を継ぎ、村上財団代表理事に就任。

パネルディスカッション第二部パネリスト



脇田 喜見枝
Wakita Kimie
徳島県未来創生文化部長(こども・青少年担当)

1989年徳島県入庁。2017年県民環境部次世代育成、青少年課こども未来応援室長。その後、人事委員会事務局任用課長、経営戦略部スマート県庁推進課長、高工労働観光部労働環境戦略課を経て、2022年1月現職。

(登壇順、50音順)

このシンポジウムの内容の動画についてはこちらを御覧ください。

https://www.youtube.com/playlist?list=PLwXND8_Qn55p3ioWZDzNGXdsWiZYCezVw



各政党における男女共同参画の取組状況と課題

毎年、各政党における男女共同参画の取組状況と課題について、調査を実施し、公表している。

令和6年4月
内閣府男女共同参画局

各政党における男女共同参画の取組状況と課題

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（平成30年法律第28号）の趣旨に沿って、以下の項目における「現状の取組」、「各項目に関する取組を行うに当たっての課題や問題点」及び「今後実施予定の取組」について、各政党に対し調査を行い、その回答を取りまとめました。

1. 女性候補者の割合を高めるための自主的な取組

- (1) 女性議員に関する数値目標
 - ① 女性議員に関する数値目標（女性候補者比率等）
 - ② ①の根拠規定等
- (2) 人材発掘・育成の取組
 - ①（立候補前の）候補者となりうる女性の人材発掘・育成のための取組
 - ② 候補者の選考過程における取組
- (3) 女性候補者・女性の新人当選者に対する支援等
 - ① 女性候補者に対する支援
 - ② 女性の新人当選者に対する支援
- (4) 男女問わず議員が活躍しやすい両立支援策（議員活動と家庭生活（出産、育児、介護等）の両立のためにやっている取組や支援、議員活動と家庭生活の両立のために見直した慣行や制度等）
- (5) ハラスメント防止のための取組
 - ① 議員活動中のハラスメント防止のための取組
 - ② 選挙活動中の有権者からのハラスメント防止のための取組
- (6) (1)～(5)以外の取組（候補者の一定割合を女性に割り当てるクォータ制等の積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の導入等）

2. 政党内役員の女性割合を高めるための取組

- (1) 女性役員に関する数値目標
- (2) (1)以外の取組

3. 女性国会議員、地方公共団体の長及び地方議会議員のネットワーク形成に関する取組

和4年12月現在）
和5年11月現在）

参議院選挙 (令和4年7月)		統一地方選挙 (令和5年4月)	
候補者	19/82 (23.2%)	候補者	238/2,757 (8.6%)
当選者	13/63 (20.6%)	当選者	208/2,410 (8.6%)

令和5年12月1日現在



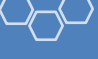
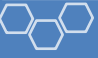

項目	現状の取組	各項目に関する取組を行うに当たっての課題や問題点	今後実施予定の取組
1 女性候補者の割合を高めるための自主的な取組			
(1) 女性議員に関する数値目標			
① 女性議員に関する数値目標 (女性候補者比率等)	国政における我が党の女性議員割合を、現在の11%から今後10年間で30%まで引き上げることを目標に取組を強化する。	衆参両院において最大議席を保持しているゆえに、現職議員の比率が高く、改選の際に女性候補比率が上昇しにくい。	・選挙区での原則公募による候補者選定 ・衆議院の比例代表上位を女性へ ・参議院比例代表において積極的に女性を擁立
② ①の根拠規定等	党改革実行本部「女性議員の育成、登用に関する基本計画」(令和5年6月15日決定)	—	党改革実行本部「女性議員の育成、登用に関する基本計画」(令和5年6月15日決定)
(2) 人材発掘・育成の取組			
① (立候補前の)候補者となりうる女性の人材発掘・育成のための取組	・平成30年から一般女性対象の「女性未来塾」を開講 ・令和2年より「女性未来塾特別講座女性候補者育成コース」を開催 ・各都道府県連に女性候補者の発掘、育成を要請	党所属女性議員、女性党員等へのアンケートを実施し、その結果によると、資金不足、家庭との両立、「政治は男性のもの」との価値観、知名度や力量への不安、ハラスメントなどが挙げられ、候補者発掘を困難にしている。	・党ホームページ内に、女性議員・候補者に関する情報を集約したサイトを新設予定 ・女性候補者人材のデータベース化を予定

地方の政治分野における男女共同参画のための取組

女性議員比率が向上している地方公共団体では、どのような取組を行っているのか、なぜそのような取組を始めようと思ったのか、取組実施に当たって準備したこと、実施時の課題やその乗り越え方、さらにその取組の評価などについて、8団体へヒアリングを実施し、主担当部署、議員、議会事務局などの多様な関係者からお話を伺い、その内容をまとめるとともに、その概要を課題発見から今後の展望までの4段階に分けたフローチャートにしました。

団体	主な取組	取組の特徴等
福岡県	<p>【ハラスメント防止】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内の市町村議会議員を対象に含むハラスメント防止条例の制定 ・議会関係ハラスメント相談窓口の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 他団体に先立ち、議員に対するハラスメント防止条例を制定。県議会議員だけでなく、県内の市町村議会議員が利用できる相談窓口を設置している。
埼玉県 さいたま市	<p>【人材育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学との連携により、女性議員を講師として招いた政策形成に関する講座「女性の知恵で社会をデザインする講座」の実施 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「さいたまミモザの会（さいたま市女性の活躍を推進する議員連絡会）」の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大学との連携や、女性議員自身の参画を得られており、市だけでなく多様なステークホルダーを巻き込んでいる。
青森県 八戸市	<p>【人材育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職場や地域社会での活躍が期待される女性を対象とした2年間の「女性チャレンジ講座」の実施 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若者や女性にとって魅力あるまちの実現に向けた「八戸市まちの魅力創生ネットワーク会議」の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 女性チャレンジ講座の受講生には、起業や市民活動を始めた方、審議会委員や八戸市まちの魅力創生ネットワーク会議委員に就任した方もいる。 ○ 女性議員がゼロの市区町村議会の割合が最も高い青森県において、女性議員割合が3割に迫る。

地方の政治分野における男女共同参画のための取組

団体	主な取組	取組の特徴等
 茨城県 取手市	【環境整備】 ・オンライン委員会、オンライン会議の実施 【その他】 ・女性議員による議会改革特別委員会の設置	○ オンライン委員会の開催が可能となるよう条例等を改正し、オンライン委員会を実施。実際にオンライン委員会を実施した団体が全団体で約6%*に過ぎない中、トップランナー的存在。 <small>* 総務省「地方議会における委員会のオンライン出席の状況（令和5年1月1日）」</small>
 愛知県 大府市	【啓発活動】 ・市議会議員トークショーの実施 ・「市長への提案」講座の実施	○ 女性議員割合、そして、審議会等における女性委員割合が愛知県内で非常に高い水準にある。
 兵庫県 豊岡市	【人材育成】 ・政治、経済、地域の各分野で活躍できる女性リーダーの育成プログラム「豊岡みらいチャレンジ塾」の開催 【その他】 ・豊岡市ジェンダーギャップ解消戦略（2021年度～2030年度）の策定。	○ 豊岡みらいチャレンジ塾修了生の中から、城崎町湯島財産区議会が設置されてから120年余で初となる女性議員が誕生した。 ○ ジェンダーギャップ対策の専門部署を設置し、政治、経済、地域、教育を含むあらゆる分野でのジェンダーギャップの解消を、市を挙げて促進している。経済界も巻き込んでムーブメントを作り出すことに成功。
 兵庫県 小野市	【人材育成】 ・女性議会の実施 ・リーダー養成講座「おのウィメンズ・チャレンジ塾」の実施 【その他】 ・自治会役員女性参画推進事業補助金の交付	○ 女性議員ゼロの状態から、3回の選挙で女性議員割合が50%弱まで躍進。また、全国でも数少ない、自治会への女性参画をターゲットとした施策を実施。
 埼玉県 三芳町	【環境整備】 ・オンライン委員会の実施 ・オンライン視察の実施	○ 長期にわたって女性議員割合30%以上を維持。限られたリソースながらも多様な取組を実現。

このほか...

女性議員が急増した新潟県上越市議会の新人女性議員による座談会

群馬県榛東村で村議、議長を務め、初の女性村長となった南千晴村長へのインタビューについても掲載

令和6年度障壁調査の実施について

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（抜粋）

（実態の調査及び情報の収集等）

第六条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、その推進に当たって障壁となるような社会における制度、慣行、観念その他一切のもの（次項において「社会的障壁」という。）及び国内外における当該取組の状況について、実態の調査並びに情報の収集、整理、分析及び提供（同項及び第十一条において「実態の調査及び情報の収集等」という。）を行うものとする。

第5次男女共同参画基本計画（抜粋）

第2部 政策編

I あらゆる分野における女性の参画拡大

第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

1 政治分野

（2）具体的な取組

ア 政党、国会事務局等における取組の促進

- ③ ハラスメントを含む女性の政治参画への障壁について調査を行い、その結果に基づき周知・啓発を行う。
【内閣府】

イ 地方議会・地方公共団体における取組の促進

- ④ ハラスメントを含む女性の政治参画への障壁について調査を行い、その結果に基づき周知・啓発を行う。
地方議会において、ハラスメント防止に関する研修の実施等が促進されるよう三議長会に要請する。【内閣府】

女性版骨太の方針2024（抜粋）

IV 女性活躍・男女共同参画の取組の一層の加速化

（2）政治・行政分野における男女共同参画の推進

① 政治分野

「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」（平成30年法律第28号）及び5次計画を踏まえ、女性の政治参画への障壁について調査を行う。調査の実施に当たっては、前回の令和2年度調査結果において主な障壁であったハラスメントについて、より実態に則した把握に資するよう、具体的な状況や態様についてどのようなものがあるかや、政治に参画する上での課題や悩み、不安についてもより詳細な調査を行うこととし、その結果について関係機関の連携・協力も得ながら、様々な機会を通じ、周知・啓発を行う。【内閣府】

令和6年度障壁調査の実施について

1. 調査概要

政治に多様な民意を反映させる観点から女性の政治参画が極めて重要であるが、政治分野における女性の割合が低い水準にあることを鑑み、女性の政治参画への障壁としてどのような課題があるかや、女性議員に特有の障壁があるのか等について、実態を調査・分析を行うもの。男女を対象とし、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律に基づく実態調査は今回が令和2年度に引き続き2度目（女性地方議員のみを対象とした平成29年度調査を含めると3度目）。

2. 根拠法令

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律第6条

3. 調査対象

①立候補を断念した方、②立候補したが当選しなかった方、③地方議会議員

4. 調査項目

立候補を考えた理由やきっかけ、選挙運動中及び議員活動中の課題や悩み・不安、ハラスメントの有無等

5. 前回からの変更点

- 新たに立候補したが当選しなかった方への調査を実施
- 地方議会議員への調査について、前は対象議会を絞って実施していたが、全ての地方議会議員を対象として実施
- 前回調査結果において主な障壁であったハラスメントについて、具体的な状況や態様についてどのようなものがあるかや、政治に参画する上での課題や悩み、不安についてもより詳細な調査を実施